

○デジタル庁告示第九号

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第十条の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を次のように定める。

令和六年三月二十九日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 令和五年度埼玉県行田市食の応援給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度行田市一般会計補正予算における、埼玉県行田市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 二 令和五年度東京都物価高騰対策臨時くらし応援事業（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度東京都一般会計補正予算における、東京都から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）
- 三 令和五年度大阪府千早赤阪村価格高騰対策高齢者世帯生活支援臨時給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度千早赤阪村一般会計補正予算における、大阪府千早赤阪村から、高齢者世帯を支援

する観点から支給される給付をいう。）

四 令和六年度兵庫県姫路市低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和六年度姫路市一般会計当初予算における、兵庫県姫路市から、子育て世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

五 令和五年度香川県さぬき市物価高騰対策臨時特別生活支援金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度さぬき市一般会計補正予算における、香川県さぬき市から、低所得者世帯を支援する観点から支給される給付をいう。）

六 令和六年度佐賀県武雄市たけお生活サポート（物価高騰支援）給付金（原油価格や物価高騰等の影響に鑑み、令和五年度武雄市一般会計補正予算における、佐賀県武雄市から、地域住民を支援する観点から支給される給付をいう。）

附 則

この告示は、公布の日から適用する。